

新 旧 条 文 対 照 表

新	旧
<p>第1条～第5条 略</p> <p>(被選挙権を有しない者)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) <u>法第118条第1項各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>(2) <u>日本国外にあるものであって、その期間が3月以上の者</u></p> <p><u>(3) 削る</u></p> <p>第7条～第8条 略</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>第10条～第15条 略</p> <p>(通常組合会)</p> <p>第16条 通常組合会は、毎年2月及び7月に<u>招集</u>することを常例とする。</p> <p>(臨時組合会)</p> <p>第17条 理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に<u>臨時組合会</u>を招集しなければならない。</p> <p>2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を<u>招集</u>することができる。</p> <p>(組合会招集の手続)</p> <p>第18条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも6日前に<u>招集状</u>を送付しなければならない。</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>(被選挙権を有しない者)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) <u>法第3条第4項の規定による被保険者</u></p> <p>(2) <u>法第118条第1項各号のいずれかに該当する者</u></p> <p><u>(3) 日本国外にあるものであって、その期間が3月以上の者</u></p> <p>第7条～第8条 略</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>削る</u></p> <p>第10条～第15条 略</p> <p>(通常組合会)</p> <p>第16条 通常組合会は、毎年2月及び7月に<u>召集</u>することを常例とする。</p> <p>(臨時組合会)</p> <p>第17条 理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に<u>組合会</u>を招集しなければならない。</p> <p>2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を<u>召集</u>することができる。</p> <p>(組合会招集の手続)</p> <p>第18条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも6日前に<u>召集状</u>を送付しなければならない。</p>

2 略

3 略

第19条～第22条 略

(会議録の作成)

第23条 略

(1) 略

(2) 略

(3) 出席した互選議員の氏名・人数、選
定議員の氏名・人数、書面及び代理人
をもって議決権又は選挙権を行
使した議員の氏名・人数、並びに代
理を受けた議員の氏名

(4) 略

(5) 略

第24条～第25条 略

(監事)

第26条 削る

(理事の定数)

第26条 略

(理事及び監事の任期)

第27条 略

2～5 略

(理事、理事長及び監事の選挙)

第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票によ
る選挙により行わなければならない。た
だし、候補者の数が選挙すべき理事、理事
長及び監事の定数を超えない場合は、この
限りでない。

2 略

(理事会の構成)

第29条 略

2 略

3 略

第19条～第22条 略

(会議録の作成)

第23条 略

(1) 略

(2) 略

(3) 出席した互選議員の氏名・数、選定
議員の氏名・数、書面及び代理人
をもって議決権又は選挙権を行
使した議員の氏名・数、並びに代理
を受けた議員の氏名

(4) 略

(5) 略

第24条～第25条 略

(監事)

第26条 法第21条の規定に基づき、この組合に
監事を置く。

(理事の定数)

第27条 略

(理事及び監事の任期)

第28条 略

2～5 略

(理事、理事長及び監事の選挙)

第29条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により
行わなければならない。ただし、候補者の数
が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、
この限りでない。

2 略

(理事会の構成)

第30条 略

(理事会の招集の手続き)

第30条 略

(理事会の決定事項)

第31条 略

(理事会の議事)

第32条 略

(理事会の会議録)

第33条 略

(理事長の職務)

第34条 理事長は、組合の事務を総理し、第31条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(常務理事及びその職務)

第35条 略

2 略

(監事の職務)

第36条 略

(理事長の専決)

第37条 略

2 略

(理事長の事務委任)

第38条 理事長は、第34条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第39条 略

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第40条 略

2 略

(理事会の招集の手続き)

第31条 略

(理事会の決定事項)

第32条 略

(理事会の議事)

第33条 略

(理事会の会議録)

第34条 略

(理事長の職務)

第35条 理事長は、組合の事務を総理し、第32条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(常務理事及びその職務)

第36条 略

2 略

(監事の職務)

第37条 略

(理事長の専決)

第38条 略

2 略

(理事長の事務委任)

第39条 理事長は、第35条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第40条 略

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第41条 略

2 略

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第41条 略

(職員)

第42条 略

2 略

(組合員の範囲)

第43条 略

(標準報酬)

第44条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

2 略

(現物給与等の算定)

第44条の2 略

(保険料及び調整保険料の負担割合)

第45条 略

(介護保険料の負担割合)

第45条の2 略

(会計年度独立の原則)

第46条 略

(会計年度所属区分)

第47条 略

(1) 略

(2) 略

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第42条 略

(職員)

第43条 略

2 略

(組合員の範囲)

第44条 略

(標準報酬)

第45条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項若しくは法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

2 略

(現物給与等の算定)

第45条の2 略

(保険料及び調整保険料の負担割合)

第46条 略

(介護保険料の負担割合)

第46条の2 略

(会計年度独立の原則)

第47条 略

(会計年度所属区分)

第48条 略

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

2 略

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(予備費の費途)

第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

2 略

(1) 略

(2) 略

(準備金の保有方法)

第49条 略

(1) 郵便貯金

(2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)

(3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)

(4) 国債又は地方債

(5) 政府保証債又は金融債

(3) 略

(4) 略

2 略

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(予備費の費途)

第49条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

2 略

(1) 略

(2) 略

(準備金の保有方法)

第50条 略

(1) 確実な銀行への預金又は郵便貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)

(3) 公社債投資信託の受益証券の取得(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用の対象として含むものを除く。)

(4) 国債証券又は地方債証券の取得

(5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府

<p>(6) <u>担保付社債</u></p> <p>(7) <u>抵当証券</u></p> <p>(8) <u>コマーシャルペーパー</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 健康保険組合が組合の共同 目的を達成するために設置する 施設及び組合の福祉事業として 行う各種貸付事業への出資金</p> <p>(11) <u>法第150条の規定による施設で ある土地及び建物</u></p> <p>(12) <u>削除</u></p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前 項第1号、<u>または第2号</u>の方法によって 保有しなければならない。</p> <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p><u>第50条</u> 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、退職積立金につ いては、その積立総額の2分の1に相当する 額の範囲内で、組合の役職員が組合から支払 いを受けることができる退職手当金の額に 相当する額を限度として、住宅資金等に貸 付ける方法により保有することができる。</p> <p>3 前項の住宅資金等の貸付方法は、組合会の 議決を経て別に定める。</p> <p>(組合財産の管理方法)</p> <p><u>第51条</u> 略</p> <p>(公告の方法)</p> <p><u>第52条</u> 略</p> <p>(医療機関の指定)</p> <p><u>第53条</u> 略</p>	<p><u>が保証しているもの又は金融機関 の発行する債券の取得</u></p> <p>(6) <u>償還及び利子の支払の遅延のない 物上担保付又は一般担保付社債の 取得</u></p> <p>(7) <u>抵当証券の取得</u></p> <p>(8) <u>コマーシャルペーパーの取得</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 健康保険組合が組合の共同 目的を達成するために設置する 施設に対する出資金</p> <p>(11) <u>組合間の共同事業として実施する 高額医療費及び出産費に係る貸付 事業に対する出資金</u></p> <p>(12) <u>法第150条の規定による施設で ある土地及び建物の取得</u></p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前 項第1号の方法によって保有しなければな らない。</p> <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p><u>第51条</u> 略</p> <p>2 <u>(新設)</u></p> <p>3 <u>(新設)</u></p> <p>(組合財産の管理方法)</p> <p><u>第52条</u> 略</p> <p>(公告の方法)</p> <p><u>第53条</u> 略</p> <p>(医療機関の指定)</p> <p><u>第54条</u> 略</p>
--	---

(一部負担金の特例)

第54条 略

(一部負担還元金)

第55条 略

(付加給付)

第56条 略

(1) ~ (7) 略

2 略

3 略

(訪問看護療養費付加金)

第57条 略

2 略

3 略

4 略

(家族訪問看護療養費付加金)

第58条 略

2 略

3 略

4 略

(傷病手当金付加金)

第59条 略

(1) 略

(2) 略

2 略

(1) 略

(2) 略

3 略

4 略

(延長傷病手当金付加金)

第60条 略

2 略

(1) 略

(一部負担金の特例)

第55条 略

(一部負担還元金)

第56条 略

(付加給付)

第57条 略

(1) ~ (7) 略

2 略

3 略

(訪問看護療養費付加金)

第58条 略

2 略

3 略

4 略

(家族訪問看護療養費付加金)

第59条 略

2 略

3 略

4 略

(傷病手当金付加金)

第60条 略

(1) 略

(2) 略

2 略

(1) 略

(2) 略

3 略

4 略

(延長傷病手当金付加金)

第61条 略

2 略

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

3 略

4 略

5 略

(出産手当金付加金)

第61条 略

(1) 略

(2) 略

2 略

3 略

4 略

第62条～第66条の2 略

(別表1) 略

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、2023年9月1日から施行する。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

3 略

4 略

5 略

(出産手当金付加金)

第61条の2 略

(1) 略

(2) 略

2 略

3 略

4 略

第62条～第66条の2 略

(別表1) 略